

一般社団法人日本調理科学会会費に関する規程

現 行	改 正 (案)
<p>(会費)</p> <p>第1条 一般社団法人日本調理科学会定款第8条第1項に定める会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正 会 員 年会費 6,000 円</p> <p>(2) 学生会員 年会費 3,000 円</p> <p>(3) 団体会員 年会費 12,000 円</p> <p>(4) 賛助会員 年会費 (1口) 30,000 円 (1口以上)</p> <p>(5) 名誉会員 年会費を免除する</p> <p>(会費の請求)</p> <p>第2条 会費未納者に対して、年2回(6月, 12月)会費の請求を行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、代議員総会に報告する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、昭和43年1月1日に制定する。</p> <p>この内規は、昭和56年1月1日から施行する。</p> <p>この内規は、昭和61年1月1日から施行する。</p> <p>この内規は、平成2年1月1日から施行する。</p> <p>この内規は、平成3年1月1日から施行する。</p> <p>この内規は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>この規程は、平成25年8月22日から施行する。</p>	<p>(会費)</p> <p>第1条 一般社団法人日本調理科学会定款第8条第1項に定める会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正 会 員 年会費 <u>7,000 円</u></p> <p>(2) 学生会員 年会費 3,000 円</p> <p>(3) 団体会員 年会費 <u>13,000 円</u></p> <p>(4) 賛助会員 年会費 (1口) 30,000 円 (1口以上)</p> <p>(5) 名誉会員 年会費を免除する</p> <p>(会費の請求)</p> <p>第2条 会費未納者に対して、年2回(6月, 12月)会費の請求を行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、代議員総会に報告する。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、昭和43年1月1日に制定する。</p> <p>この内規は、昭和56年1月1日から施行する。</p> <p>この内規は、昭和61年1月1日から施行する。</p> <p>この内規は、平成2年1月1日から施行する。</p> <p>この内規は、平成3年1月1日から施行する。</p> <p>この内規は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>この規程は、平成25年8月22日から施行する。</p> <p><u>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>